

第2次試験受験者の皆様へ

I 提出資料

- ①「面接カード」 ……必要事項を記入の上、人物試験開始前に提出してください。
- ②「住民票記載事項証明書」 ……人物試験終了後に提出してください。
- ③「受験資格の学歴を証明する書類」 ……人物試験終了後に提出してください。

〔合格者発表〕

II 最終合格から採用までの手続き

1 最終合格者の発表〔11月12日（火）午前9時〕

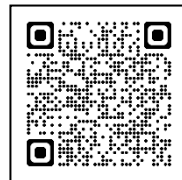
インターネット合格者発表専用ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

〔<https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html>〕

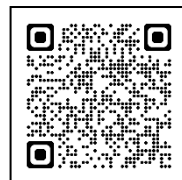
また、合格者には得点及び席次を記載した合格通知書を発行します。

「国家公務員採用試験インターネット申込み」ページのパーソナルレコードにログインし、ダウンロードしてください。〔<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>〕

なお、合格通知書は再発行できませんので、合格通知書が必要な場合には、指定の期間内【12月11日（水）午後5時まで】に必ずダウンロードしてください。



〔合格通知書〕



2 整理番号

整理番号とは、合格通知書の右上に記載してある番号です（受験番号とは異なります。）。

最終合格者発表日以降、人事院及び各機関への照会や連絡（意向届の提出を含みます。）等を行う際には、試験の区分、受験番号と併せてこの整理番号を使用してください。

3 採用内定までの流れ

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」といいます。）に試験の区分ごとに得点順に記載され、国家公務員として採用される候補者（以下「採用候補者」といいます。）となります。
- (2) 各機関は、採用候補者の中から採用面接を行い、採用者を決定します（機関によっては、最終合格発表日前に機関訪問（官庁訪問）を実施していますので、事前に確認の上、ご自身から積極的に採用担当部署へ連絡を取ってください。）。
- (3) 人事院は、名簿、受験申込内容及び事前に登録されている採用志望情報に基づき、面接を行うに当たり必要と認められる範囲内の採用候補者の情報（氏名、連絡先等）を記載した「採用候補者一覧表」を作成し、個人情報の保護に十分留意した上で、各機関に通知します。
- (4) 最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数より多くなっています（採用候補者であっても、必ず採用されるわけではありません。）。
採用を希望する場合は、ご自身から積極的に採用を希望する各機関の採用担当部署に採用面接の日時等の連絡を取ってください。

4 採用予定機関との面接のルール《厳守事項》

- ① 採用予定機関から面接等の連絡があった場合には、面接に応じるか否かを回答してください。
なお、面接に応じない場合は、その理由を伝えてください。
- ② 複数の機関の面接を受けても構いませんが、採用内定を受けることができるのは1つのみです。
- ③ 採用内定した場合には、直ちに「意向届」を人事院に提出してください。
- ④ 採用内定後には、他の機関の面接に応じることはできません。面接等の連絡を受けた場合には、既に採用内定していることを伝えてください。
- ⑤ 採用内定後に辞退することは、他の採用希望者に迷惑をかけるとともに、採用事務に支障をきたします。採用内定を応諾する場合には、その後に辞退することがないように慎重に判断してください。

5 名簿の有効期間・名簿からの削除

名簿の有効期間は、最終合格者発表の日から1年間です。

各府省等から内定を受けて実際に採用された場合は、名簿から削除されます。

進学や民間企業等への就職により一度、名簿からの採用を辞退した場合でも、直ちに名簿から削除されることはありません。

なお、有効期間を経過した後は当該名簿から採用されることはありません。

Ⅲ 最終合格した場合の提出資料

「意向届」最終合格者の発表後、次表(「意向届オンラインシステムの
利用方法」)を参照し、人事院ホームページ内の「意向届オン
ラインシステム窓口」より必ず意向届を提出してください。

「意向届に関するQ&A」や「意向届提出の流れ」も参照してください。

〔意向届オンラインシステム〕

<https://ssl.jinji.go.jp/ikotodoke/>

〔意向届に関するQ&A〕

https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/tetsuzuki/ikotodoke_qanda.html

〔意向届提出の流れ〕

<https://www.jinji.go.jp/content/000005264.pdf>

※「意向届」は、名簿の管理及び採用候補者の意向確認等に関する事務に使用するものです。

入力した個人情報は、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。

事 由	提 出 時 期
一般職試験(高卒者、社会人)からの採用が決定(内定)した場合	事由が確定後、 <u>直ちに提出</u> してください。以後は、提出の必要はありません。
今後の採用を希望しない場合	事由が確定後、 <u>直ちに提出</u> してください。以後は、提出の必要はありません。 ※「今後の採用は希望しない」と提出しても、名簿有効期間内は名簿から削除されることはありません。提出後、やはり国家公務員として働きたい場合は、次の「引き続き採用を希望する場合」に従い、再度、意向届を提出してください。
各機関の採用内定を得ることができず、引き続き採用を希望する場合	第1回 2024年11月30日まで 第2回以降 2024年12月以降、毎月月末まで ※第2回以降は、前回提出した内容と変更がない場合も必ず提出してください。意向届の提出がない場合、採用希望者として各機関へ紹介することができません。

意向届オンラインシステムの利用方法

- ① インターネットで「<https://ssl.jinji.go.jp/ikotodoke/>」までアクセス
＜人事院ホームページからのアクセス＞
「国家公務員試験採用情報 NAVI」→「採用情報」→「意向届の提出・合格証明書の発行」
→「意向届オンラインシステム窓口」
- ② 「インターネットを通じた意向届の提出の流れ」を確認し、「利用規約・入力画面はこちら」をクリック
- ③ 「意向届オンラインシステム利用上の注意」を読み、「同意する」をクリック
- ④ 「意向届ログイン」画面において、試験年度、試験名、試験区分、メールアドレス(採用志望情報登録で登録した意向等確認用のメールアドレス)を入力して、「ログイン」をクリック
- ⑤ 「ワンタイムパスワード認証」画面において、入力したメールアドレスに届いたワンタイムパスワードを入力
事由に応じて以下のいずれかにチェックし、該当事項を入力してください。
 - 一般職試験(高卒)又は一般職試験(社会人)からの採用(内定・内々定)が決定した
 - 今後の採用は希望しない(採用(内定・内々定)決定の場合はこちらを選ぶ必要はありません)
 - 引き続き採用を希望する(採用(内定・内々定)決定の場合はこちらを選ぶ必要はありません)
- ⑥ 必要項目を入力後「次へ」をクリック
- ⑦ 入力済みの情報を確認の上、必要に応じて修正し、最後に「送信」をクリック

IV 採用等に関する照会先

- 1 採用予定機関の担当部署
国家公務員試験採用情報 NAVI に掲載している
採用予定機関一覧をご覧ください。

〔高卒事務・技術〕



〔社会人技術〕



〔農業系〕



〔高卒事務・技術区分〕

https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/ippan/saiyo_ippan02.link/G2-2024jimugijutusaiyoyotei.html

〔社会人技術区分〕

https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/ippan/saiyo_ippan02.link/G3-2024jimugijutusaiyoyotei.html

〔高卒・社会人農業系区分〕

<https://www.jinji.go.jp/content/000005520.pdf>

2 各地域区分(高卒(事務・技術区分)、社会人(技術区分))の連絡先

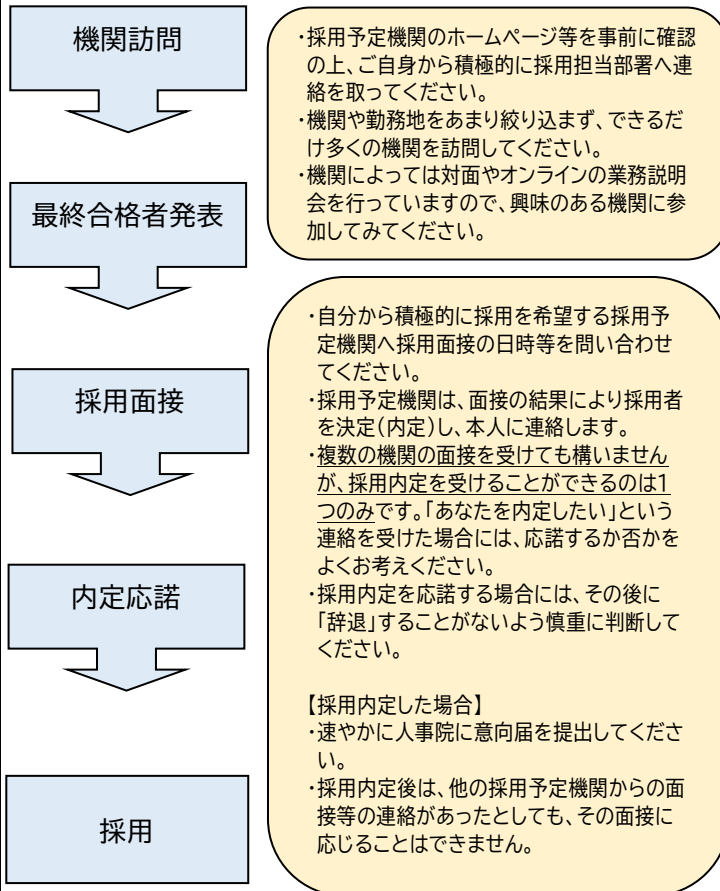
人事院地方事務局 (所)	電話番号	所在地	管轄地域
人事院北海道事務局	(011)241-1248	〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目	北海道
人事院東北事務局	(022)221-2022	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県 福島県
人事院関東事務局	(048)740-2008	〒330-9712 さいたま市中央区新都心 1-1	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県 東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・長野県
人事院中部事務局	(052)961-6838	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・富山県 石川県・福井県
人事院近畿事務局	(06)4796-2191	〒553-8513 大阪市福島区福島 1-1-60	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
人事院中国事務局	(082)228-1183	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
人事院四国事務局	(087)880-7442	〒760-0019 高松市サンポート 3-33	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
人事院九州事務局	(092)431-7733	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県 宮崎県・鹿児島県
人事院沖縄事務所	(098)834-8400	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	沖縄県

3 全国区分(高卒(農業土木・林業区分)、社会人(農業土木区分))の連絡先

人事院人材局企画課任用班 電話番号 03-3581-5311(内線2315)
所 在 地 東京都千代田区霞が関1-2-3

採用までの流れ

※ 次のチャートは大切な事項です。必ずお読みください。



－よくある質問－

Q: 一般職試験(高卒者試験、社会人試験)に合格しても、採用されないことはありますか？

A: 最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数よりも多くなっています。採用を希望する者については概ね採用されるように合格者を決定していますが、社会情勢の変化等から辞退者数又は採用予定数が減少する場合も考えられます。採用面接を受けることができるよう、ご自身から積極的に採用担当部署へ連絡を取ってください。

Q: 機関からの採用面接の連絡が来ません。

A: 連絡を待っているだけではなく、ご自身から採用を希望する機関に連絡をして、採用面接を受けたいという意思を伝えてください。採用を希望する場合は、決められた方法で意向届をきちんと提出してください。また、電話番号や住所に変更があった場合にも速やかに人事院に申し出てください。採用面接等の連絡に支障をきたす場合があります。

Q: 採用面接を受けたい旨の連絡をしたが「採用面接は終了しました」と言われました。

A: 現在、採用面接が終了している場合でも、今後、欠員の発生等によっては採用面接を再開する可能性もあります。「今後、採用面接を実施する際には、是非、面接を受けさせていただきたい。」と、採用を希望する機関に伝えておくことも1つの方法です。